

介護職員等処遇改善加算の新規取得及びランクアップ に関する個別・集団相談のご案内

相談無料

介護事業所における職員の賃金改善は必要不可欠です。本事業は、介護職員等処遇改善加算の「新規取得」又は「ランクアップ」を目的としています。加算取得のための要件や各種要件の解釈について、専門家による助言を無料相談にて承っています。処遇改善加算を取得し、職員の処遇改善を実現しましょう。

令和8年度からは、新たに4つのサービス（訪問看護・居宅介護支援・訪問リハビリ・介護予防支援）も追加になります。あわせて本事業をご活用ください。

<加算のランク>

<R8.5月末まで>

加算Ⅰ

加算Ⅱ

加算Ⅲ

加算Ⅳ

<R8.6月以降>

加算Ⅰイ

加算Ⅰロ

加算Ⅱイ

加算Ⅱロ

加算Ⅲ

加算Ⅳ

対象事業所

広島市に所在し、処遇改善加算の最上位を除いた介護事業所

- ・申込時点で加算未申請の事業所
- ・6月以降の加算区分が「加算Ⅰロ」以外の事業所

相談期間

令和8年4月1日 ~ 令和9年3月末

相談形式

- ▼ **個別相談** … 裏面に希望日時等をご記入の上、お申込みください
- ▼ **集団相談** … 第一弾 令和8年7月14日(火) 詳細は別途ご連絡いたします。

相談内容(例)

- ▼各種加算の算定可能な介護サービス事業所か？
- ▼申請は、「誓約」でしたが、いつまでにどんなものを準備したらいいのか？
- ▼各種加算の算定方法、算定額はいくら程度になるか？
- ▼各種加算に求められる要件は？
- ▼キャリアパス要件Ⅰ～Ⅴ、職場環境等要件を満たすには？
- ▼令和8年度特例要件(ケアプランデータ連携システム・生産性向上推進体制加算)について
- ▼事業所の規模、方針にあった賃金制度の設計、キャリアパスの考え方は？
- ▼各種加算を活用した具体的な処遇(賃金)の改善方法
- ▼就業規則、人事・賃金規定の整備上の留意点
- ▼職員への周知及び利用者への説明、同意の求め方 など



【事務局・問合せ先】 公益財団法人 介護労働安定センター広島支部

〒730-0013 広島市中区八丁堀7-2 JDS八丁堀ビル6階

TEL 082-222-3063 Fax 082-222-3703

【担当：星野】

令和 年 月 日

介護労働安定センター
広島支部行きE-mail:
hiroshima@kaigo-center.or.jpFAX
082-222-3703受付番号
(当センター記入)

介護職員等処遇改善加算取得相談申込書（無料）

※太枠内をご記入いただき、FAX又はメールにてお申込ください。

処遇改善加算の 申請(4/15時点) について該当に○	申請済 ・ 未申請 (申請済の場合) 加算Ⅰ ・加算Ⅱ ・加算Ⅲ ・加算Ⅳ		
右記について 該当に○	ケアプランデータ連携システム 申請済(誓約含む) ・ 未申請	生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡ 申請済(誓約含む) ・ 未申請	
法人名			
事業所名			
所在地	〒 -		
電話番号			
メールアドレス	@		
相談者氏名		役職	

▼具体的な相談内容

相談内容 (該当全てに☑)	☐ 制度の概要(計画から申請、実施、報告の流れ) ☐ 求められる要件の考え方(キャリアパス要件等) ☐ 加算の見込額算定のしかた ☐ 具体的な処遇(賃金)の改善の方法 ☐ 就業規則、人事・賃金規定他の整備 ☐ 処遇改善加算に伴う他の加算について ☐ その他()
------------------	--

▼相談希望日時

第一希望	令和 年 月 日 () 時 分
第二希望	令和 年 月 日 () 時 分
第三希望	令和 年 月 日 () 時 分

【注意事項】

- ◎受講者の個人情報(氏名・住所・電話番号等)は当該講座に関する通知等の送付及び講座実施に関する連絡、講座受講の際の本人確認、新規講座のご案内の送付の範囲で利用いたします。
- ◎ご提供いただいた個人情報は、プライバシーポリシーに基づき、厳重に管理し、上記目的以外には使用しません。